

政 策 企 画 課

1 計画行政の推進

予算科目（款・項・目）10・05・40 [決算書97ページ]

調布市政における経営方針，基本的施策の企画調整，総合計画（基本構想・基本計画）の策定及び推進等，計画的・総合的な市政経営を推進するため，市長等のトップマネジメントの下，市政経営の基本方針や政策に係る会議，調査の実施，庁内調整など計画行政による市政運営に取り組むもの

(1) 調布市総合計画策定推進委員会議の運営

調布市総合計画の推進について，専門的見地から助言を受けるため，調布市総合計画策定推進委員の委嘱を行った。学識・知識経験者（7人）をもって組織 男4人，女3人

平成30年度は，後期基本計画（令和元年度から令和4年度まで）の策定に当たり，委員から助言を受けた。

開催回	開催日	協議検討事項等	出席者数
第1回	平成30年 10月15日	・ 次期調布市基本計画の策定について	4人

(2) 行政評価を活用した総合計画等の推進

行政評価（施策評価，事務事業評価）を通じて，修正基本計画（平成27年度から平成30年度まで）の分野別計画31施策のまちづくり指標の現状や基本計画事業ごとの取組実績の総括を調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証と合わせて行うことで，基本計画及び総合戦略の連動性と実効性の向上につなげたほか，施策評価においては，後期基本計画（令和元年度から令和4年度まで）策定に向け，今後10年を展望した中長期的な取組の視点を踏まえた評価を実施した。

また，基本計画に位置付けた「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションによる施策全体の効果的な推進を図ったほか，補助金等の適正化に関する評価を並行して実施し，効果的な取組につなげた。

(3) 後期基本計画（令和元年度から令和4年度まで）の策定

平成30年度は，修正基本計画（平成27年度から平成30年度まで）が最終年次を迎えることから，令和元年度から令和4年度までを計画期間とする後期基本計画の策定に取り組んだ。

その策定過程においては，総合計画策定推進委員会議や行政経営会議における検討をはじめ，市議会全員協議会などを通じた市議会への報告及び意見交換のほか，様々な市民参加の取組を実践し，意見の把握に努めた。

ア ちょうふまちづくりキャラバンの実施

市内開催の7つのイベントにおいて，市職員による基本計画策定に関する情報発信及び今後のまちづくりの優先度などに関するアンケート調査を実施した。

	イベント名	実施日	アンケート回収件数
1	調布よさこい	平成30年8月26日	148件
2	ちょうふスクラムフェスティバル	平成30年9月24日	250件
3	商工まつり	平成30年10月7日	299件
4	市民スポーツまつり	平成30年10月8日	591件
5	農業まつり	平成30年11月18日	222件
6	福祉まつり	平成30年12月1・2日	228件
7	調布っ子“夢”発表会	平成30年12月9日	36件

合計	1,774件
----	--------

イ ちょうふ未来会議（調布市基本計画策定に関するタウンミーティング）の開催

後期基本計画の策定に向け、広く市民から意見をいただくことを目的として、ワールドカフェ方式による対話型のワークショップを3回開催した。開催に当たっては、事前は無作為抽出した満16歳以上の約1,000人の市民に案内状を送付し、参加の呼びかけを行うとともに、各種イベントにおけるチラシの配布、市内各駅及び市内の高校・大学等へのチラシの配架、市ホームページへの掲載、市報などにより広く周知を図った。

開催回	日時	会場	参加者数
第1回	平成30年11月4日 午後1時～午後4時	市民プラザあくろす3階 あくろすホール	32人
第2回	平成30年11月7日 午後6時30分～午後9時	調布市教育会館3階研修室	32人
第3回	平成30年11月11日 午後3時30分～午後6時30分	調布市教育会館3階研修室	24人
合計			88人

ウ 調布市民意識調査

(ア) 目的

市民の日頃の意識や行動の調査を行い、今後の市政・まちづくりに活用することを目的として、平成16年度から毎年度実施している。

(イ) 調査対象者

市内在住の満16歳以上の市民を対象とし、住民基本台帳から性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて、約3,000人を無作為に抽出した。

(ウ) 調査方法 郵送による調査票の配布・回収に加え、インターネットによる回答も可能とした。

(エ) 調査期間 平成30年10月10日から31日まで

(オ) 回収率等

a 配布数 3,061人

b 回収数 1,382人

c 回収率 45.1%（インターネット回答含む）

エ 調布市基本計画策定に関する市民アンケート調査

(ア) 目的

毎年度実施している市民意識調査に加え、後期基本計画の検討内容などに関して、市民の日頃の意識や行動を調査し、後期基本計画の策定や市政運営に活用することを目的に実施した。

(イ) 調査対象者

市内在住の満16歳以上の市民を対象とし、住民基本台帳から性別・年齢・地域別の人口構成に合わせて、約3,000人を無作為に抽出した。

(ウ) 調査方法 郵送による調査票の配布・回収

(エ) 調査期間 平成30年12月28日から平成31年1月18日まで

(オ) 回収率等

a 配布数 3,071人

b 回収数 1, 178人

c 回収率 38.4%

オ 調布市基本計画（素案）に対するパブリック・コメント手続の実施

調布市基本計画（素案）の公表に合わせて、素案に対するパブリック・コメント手続を実施し、提出された意見の概要と市の考え方について市ホームページで公表した。

パブリック・コメント手続の実施に当たり、これまでのメール等による意見提出方法に加え、市報（平成30年12月20日号）の特集ページに郵送可能な意見提出様式を掲載し、より多くの市民からの意見募集に努めた。

(ア) 実施期間 平成30年12月21日から平成31年1月21日まで

(イ) 意見提出者 55人（うち市報掲載様式による提出者31人）、3団体

(ウ) 意見提出件数 136件

意見の内訳	件数
基本計画素案全体に対する意見	20件
第1編 「総論」に対する意見	1件
第2編 「5つの重点プロジェクトと2つのアクション」に対する意見	4件
第3編 「分野別計画」に対する意見	96件
第4編 「行革プラン2019」に対する意見	15件
合計	136件

カ 調布市基本計画策定庁内検討プロジェクト・チームの運営

後期基本計画の策定を広く職員参加の下で進めていくため、庁内の若手・中堅職員を中心に構成する調布市基本計画策定庁内検討プロジェクト・チーム会議を4回開催し、策定に向けた調査・検討を行った。また、ちょうふまちづくりキャラバンやちょうふ未来会議にメンバーが参加し、後期基本計画策定に向けた市民参加手法の実践にも取り組んだ。庁内の職員18人で構成 男10人、女8人

(4) 市政の経営方針の策定

平成31年度の市政の経営方針について全庁的に意識の共有化を図るため、「1 後期基本計画の推進」、「2 2つの基本的考え方による市政経営の推進」、「3 横断的課題等への取組、多様な主体との連携の推進」からなる「平成31年度における市政の経営方針について（市長通達）」を通達した。平成30年10月3日に同方針等に関する説明会を開催し、職員に周知するとともに、全文を市ホームページへ掲載した。

(5) 基本的施策の公表

平成31年第1回市議会定例会において市長が表明した「平成31年度における基本的施策」について冊子を発行するとともに、市報で概要を紹介し、全文を市ホームページに掲載した。

(6) 調布市行政経営会議の運営

行政経営の在り方を総合的に検討協議し、より効率的な市政経営を実現することを目的とし、特別職、部長（市長が指定する参事を含む。）及び会計管理者を構成員とする調布市行政経営会議を開催した。

開催回	開催日	協議検討事項等	出席者数
第1回	平成30年 4月25日	・ 次期基本計画の策定について	18人

第2回	平成30年 7月4～6日	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度施策評価結果の報告について 平成29年度決算の概要及び平成30年度における前年度繰越金活用計画について 次期基本計画における財政フレームについて 行革プラン2015の取組状況等について 	18人
第3回	平成30年 8月23日	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度決算の概要について 次期基本計画について 次期行革プランについて 平成31年度における市政の経営方針（骨子）案について 平成31年度予算編成について 	18人
第4回	平成30年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> 次期基本計画について 次期行革プランについて 平成31年度における市政の経営方針について 平成31年度予算編成方針について 平成31年度組織体制整備について 	18人
第5回	平成30年 10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 次期基本計画について 平成31年度予算編成について 	18人
第6回	平成30年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> 後期基本計画について 平成31年度予算編成の現状と今後の予定について 行革プラン2015の取組状況について 	18人
第7回	平成31年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> 後期基本計画について 	18人

(7) 平成31年度市政経営の概要（施策と予算）の作成

予算参考資料として、平成31年度における施策・予算をまとめた「平成31年度市政経営の概要（施策と予算）」を発行するとともに、そのダイジェスト版を市議会議員及び全職員に配付した。

(8) 各部の経営方針の公表

市政経営の透明性の向上と市民との情報共有を図るとともに各部の主体的なマネジメントを推進するため、各部の取組の現状と課題や経営の方向性、主要な事務事業の年度内の達成目標のほか、前年度の振り返り等を「平成30年度 各部の経営方針」として取りまとめ、その内容を市ホームページで公表し、公文書資料室に配架した。

(9) 決算に係る主要な施策の成果に関する説明書の作成

地方自治法第233条第5項の規定により、「平成29年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」を作成し、公表した。

(10) クリーンセンター移転後の跡地活用の検討

北部地域における市民サービス向上の観点から、クリーンセンター移転後の市有地を有効に活用していくため、地域要望を踏まえながら、行政課題の解決に資する機能として、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりの場の確保のほか、多世代交流、地域交流に寄与する機能の導入に向け、庁内の総合調整を図りながら、公民連携手法を軸とした跡地活用の検討を行った。併せて、幅広い知識と高度な専門性を有するアドバイザーの支援を受け、公民連携手法の導入に係る条件や課題の整理を行うとともに、民間事業者との対話を通じた市場調査（サウンディング調査）を実施し、公民連携事業の推進を図った。

2 東京都調布飛行場に関する事務 予算科目（款・項・目）10・05・40 [決算書97ページ]

(1) 調布市調布飛行場対策協議会の運営

東京都調布飛行場（以下「飛行場」という。）に関する東京都からの事前協議事項について協議する組織として、市民（15人以内）と学識経験者（3人以内）で構成する調布市調布飛行場対策協議会を条例により設置しているもの

ア 設置の目的

飛行場の管理運営に関し、市民の生活環境の保全を図るため、下記イに掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するもの

イ 所掌事項

- (ア) 飛行場及び関連施設の新設並びに改良工事（軽微なものを除く。）に関すること。
- (イ) 航空路線の新設及び変更に関すること。
- (ウ) 離着陸の制限等の変更に関すること。
- (エ) 騒音及び安全対策の基本的事項に関すること。
- (オ) 新たな機種 of 航空機の飛行場使用に関すること。
- (カ) 飛行場管理者に対する要望事項に関すること。
- (キ) その他市長が必要と認める事項に関すること。

ウ 委員の任期及び委員構成等

- (ア) 任期 平成30年11月27日から令和2年11月26日まで
- (イ) 構成 市民（15人）、学識経験者（3人）をもって組織 男13人、女5人

エ 協議会の開催

開催回	開催日	会議内容等	出席等
第1回	平成31年 2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期満了に伴う新委員委嘱式 ・ 新たな正副会長の選任（委員による互選） ・ 報告事項 1件 調布飛行場の概要及び小型航空機墜落事故に関する経過報告について ・ 協議事項 1件 新たな機種 of 航空機の調布飛行場の使用について（協議結果） 以下の条件を付し、了承する。 調布飛行場の安全対策の強化及び管理運営の一層の適正化について、今後とも東京都が空港管理者としての責任の下、推進するとともに、引き続き周辺住民の生活環境に配慮した取組を実施すること。 	出席委員 14人 傍聴者 4人

(2) 調布飛行場周辺地域における小型航空機墜落事故への対応

平成27年7月に発生した調布飛行場周辺における小型航空機墜落事故に関して、平成30年8月に東京都が開催した住民説明会において、東京都が創設した被害者支援制度の概要や調布飛行場の安全対策、管理運営等の一層の適正化に向けた対応と併せて、運航自粛要請を継続している自家用機の今後の取扱いに関する方針が示された。これに対し、平成30年8月31日に三鷹市、府中市、調布市の地元三市長連名で東京都に対し、調布飛行場における諸課題解決に向けた要請を行う中で、自家用機の今後の取扱いについて、慎重かつ丁寧な対応を求めた。

東京都は、地元三市の要請を受け、調布飛行場の安全対策等の不断の改善、強化に取り組む中で、

平成30年9月11日に、「法に基づく国の確認等が完了した自家用機から、空港使用届を受け付ける」旨を公表したことから、東京都に対し、被害者の生活再建に向けた取組の推進、万全な安全対策、厳格な管理運営の徹底、地元市への適時適切な情報提供はもとより、地域住民の不安解消と理解促進に最大限取り組むことを引き続き求める地元三市長共同メッセージを発信した。

3 自治体・関係団体など多様な主体との広域的連携の推進 予算科目（款・項・目）10・05・40 〔決算書97ページ〕

自治体・関係団体・民間事業者など多様な主体との広域的な連携による施策の推進について協議・調整を図るもの

(1) 多摩川流域自治体と連携した取組

多摩川流域自治体の企画担当職員を中心とした連携会議を開催し、防災対策やまちの魅力発信など、共通する行政課題や広域的な課題について、情報共有、意見交換を行った。

併せて、自治体間連携の実践として、多摩川流域の自治体が行っているイベントに参加した。

ア 多摩川流域自治体交流イベントラリー 平成30年5月26日から11月30日まで

イ 多摩川流域郷土芸能フェスティバル 平成30年12月9日

(2) 地域活性化包括連携協定による取組

ア 目的

市と事業者が相互に連携し、協働による取組を推進することで高齢者等の見守り活動、観光情報等の発信、シニア雇用促進、店舗での福祉作業所による生産品の販売など、更なる市民の安全・安心の確保や市民サービスの向上を図るため、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と地域活性化包括連携協定を締結した。

イ 協定締結日 平成30年4月18日

ウ 協定項目

- (ア) 地産地消と市産品の販路拡大に関する事
- (イ) 市政情報及び観光情報の発信に関する事
- (ウ) 地域や暮らしの安全・安心に関する事
- (エ) 高齢者・障害者の支援に関する事
- (オ) 子ども・青少年の育成に関する事
- (カ) 食育・健康増進に関する事
- (キ) 環境保全・リサイクルに関する事
- (ク) 地域防災・災害対策に関する事
- (ケ) 地域の活性化、市民サービスの向上に関する事
- (コ) その他、三者の協議により決定した事項

エ 連携会議の開催

協定締結後の取組の実効性を高めるため、定例協議の場を設け、定期的に連携事業の確認・調整を図った。

(ア) 第1回連携会議 平成30年7月20日

a 平成30年4月の協定締結に伴い実施した連携イベント（シネマフェスティバル、映画のまち調布関連事業など観光協会によるイベント等PR、シニア向けお仕事説明会、福祉作業所の製品販売）の結果報告について

b イベント等に係る広報協力（コンビニ交付の実施）について

(イ) 第2回連携会議 平成30年12月19日

- a 新たな連携事業（生涯学習出張相談会，シェアサイクル事業）に向けた取組について
- b イベント等に係る広報協力（調布市観光マップなど観光事業PR，ラグビーワールドカップ及び東京2020大会PR等）について

4 総合教育会議の運営

予算科目（款・項・目）10・05・40 [決算書97ページ]

市長と教育委員会が，教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行うもの

(1) 総合教育会議の運営

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成27年4月1日）に伴い，調布市総合教育会議運営規程（平成27年5月22日施行）に基づき，調布市総合教育会議を開催した。

ア 構成 市長及び教育委員会（6人）をもって組織 男5人，女2人

イ 所掌事項

- (ア) 大綱の策定に関すること。
- (イ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育，学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (ウ) 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又は被害が生ずるおそれが見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

ウ 開催内容

開催回	開催日	協議検討事項等	出席等
第1回	平成30年 12月21日	調布市教育大綱について	出席者 7人 傍聴者 5人
第2回	平成31年 3月28日	調布市教育大綱<第2期>（案）について	出席者 7人 傍聴者 1人

(2) 調布市教育大綱<第2期>の策定

平成27年度に策定した調布市教育大綱が平成30年度で最終年次を迎えることから，大綱策定後の教育行政を取り巻く環境や社会潮流の変化等を踏まえ，調布市基本計画（令和元年度から令和4年度まで）及び調布市教育プラン（令和元年度から令和4年度まで）との整合を図り必要な修正を行うとともに，調布市総合教育会議における協議・調整を経て，令和元年度から令和4年度までを対象期間とする調布市教育大綱<第2期>を策定した。

調布市教育大綱<第2期>では，引き続き，家庭や地域，学校・行政機関が連携，協力することを目指して，3つの基本方針を示すとともに，基本方針を踏まえて，市長と教育委員会が連携して取り組む5つの連携テーマと基本的な方向について教育大綱と一体的に示した。

基本方針1	学校教育においては，調布の子どもたちが，徳・知・体の調和のとれた成長と，国際化，情報化の進展など，社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けられるよう子どもたちの「生きる力」の育成や社会貢献意欲の向上に向けた施策を推進する。
基本方針2	行政においては，調布の子どもたちが良好な環境の中で学ぶことができるよう，安全確保に関わる取組を推進するとともに，学校施設の老朽化対策などを推進し，次代を担う子どもたち一人一人にとって安全で安心な教育環境の整備を図る。
基本方針3	家庭・地域社会においては，調布の子どもたちが，生涯にわたって，より

豊かで充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、学校、家庭、地域住民が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力しながら、調布の教育を共に支えていくことを目指す。

- 連携テーマ1 子どもたち一人一人に応じた教育及び支援の充実
- 連携テーマ2 安全・安心な学校づくりの推進
- 連携テーマ3 学校施設の整備の推進
- 連携テーマ4 学校・家庭・地域の連携による教育支援
- 連携テーマ5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

(3) 調布市教育大綱<改訂版>に対するパブリック・コメント手続の実施

平成31年1月に調布市教育大綱<改訂版>（素案）を公表し、素案に対するパブリック・コメント手続を実施し、提出された意見の概要と市の考え方について市ホームページで公表した。

素案に対する意見や総合教育会議での協議・調整を経て、調布市教育大綱<第2期>として策定した。

ア 実施期間 平成31年1月31日から平成31年3月1日まで

イ 意見提出者 9人，1団体

ウ 意見提出件数 33件

意見の内訳	件数
「調布市教育大綱の位置付けと大綱策定の基本的な考え方」に対する意見	1件
「調布市教育大綱の基本方針について」に対する意見	2件
「基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマについて」に対する意見	25件
その他の意見	5件
合計	33件

5 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に関する取組の推進

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例に基づく市政運営を推進するため、行革プランに位置付けた条例を具現化する取組の推進及び進行管理を行うもの

(1) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の周知に関する職員研修の実施

新入職員研修（4月），新任係長研修（4月），市民参加推進研修（11月）において、基本条例に位置付けた自治の理念と市政運営の基本原則について職員への周知を図った。

(2) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組の推進

ア 「調布市審議会等の会議の公開に関する条例」の適切な運用

平成28年4月1日に施行した審議会等の会議の公開に関する条例に規定する手続の運用状況を把握し、運用の更なる改善を図り、条例の適切な運用を行った。また、総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、市民参加推進研修等を通じて制度の周知を図った。

イ 「調布市パブリック・コメント手続条例」に基づく実施状況の把握

市民参加手法の一つであるパブリック・コメント手続について、実施状況の把握等、進行管理を行った。

(ア) 実施件数 12件

(イ) 意見提出者 延べ341人，9団体

(ウ) 提出意見数 870件

ウ 市民参加プログラム等の適切な運用と充実に向けた検討

総務部及び生活文化スポーツ部と連携し、実践状況の把握や市民参加推進研修を行った。

(7) 市民参加・協働実践状況の把握

平成29年度に実施した市民参加手続と協働事業に関する取組状況や課題等について、市民参加・協働実践状況報告書として取りまとめ、市報や市ホームページで公表するとともに、公共施設に配架した。

(イ) 市民参加推進研修の実施

総務部及び生活文化スポーツ部と連携して開催した市民参加推進研修を通じて、市民参加・協働実践状況調査で回答のあった幅広い市民参加の推進につながった事例を報告したほか、有識者を講師として招き、ワールドカフェ方式による対話型のワークショップを体験することにより、市民参加の実践に向けた手法が習得できるよう内容を工夫して研修を実施した。

また、パブリック・コメント手続条例及び審議会等の会議の公開に関する条例に規定した手続きについて周知を図り、各条例の適切な運用を図った。

a 実施日 平成30年11月5日

b 対象 係長職以上の職員と受講希望職員

c 受講者数 43人

(3) 調布市市民参加推進協議会の開催

調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例における自治の基本理念に市政運営の基本原則として規定した参加と協働によるまちづくりを推進するため、庁内横断的に連携し、必要な施策について検討協議することを目的として、調布市市民参加推進協議会を1回開催した。行政経営部長及び各部の次長職（10人）をもって組織 男8人、女2人

平成30年度は、調布市の市民参加と協働における現状や課題について共有するとともに、これまでの実践を通じた調布市市民参加プログラム等の課題整理について検討を行い、市民参加・協働の仕組みづくりの検討を進めた。

6 企画調整

各種会議の運営等による総合調整を行うとともに、研究会・研修等への参加、職場研修の実施、定期購読誌からの情報収集等を通じて、自治体を取り巻く動向を把握し、総合的な企画・調整機能を果たすもの

(1) 庁議の運営

市政の基本方針の策定、重要事項の審議決定及び各部相互の総合調整を行い、効率的かつ円滑な行政運営を図るため、特別職、部長（市長が指定する参事を含む。）及び会計管理者で構成する庁議を原則毎週火曜日に開催した。

ア 開催回数

(7) 定例庁議 48回

(イ) 臨時拡大庁議 10回

イ 定例庁議案件数

(7) 付議事項 111件

(イ) 報告事項 461件

(2) 企画会議の運営

市政の基本方針及び重要事項についての企画、研究及び調査並びに政策形成における各部相互間の総合調整を実施することにより、効率的かつ円滑な行財政運営を図るため、各部の次長を中心とする企画会議を11回開催した。

(3) 調布市公共用地取得活用等検討委員会の運営

ア 設置の目的

市が公共の用に供するための土地（以下「公共用地」という。）の取得、交換又は寄附を受領すること及び調布市土地開発公社が公共用地を取得すること（以下「取得等」という。）について、市と公社が必要な事項を協議し、また、保有する公共用地の資産運用及び有効活用に関する庁内の総合調整を行うもの

イ 所掌事項

(ア) 公共用地の取得等について必要な事項を協議検討し、方針を策定すること。

(イ) 保有地の効率的な運用を図るための基本的事項について調査検討し、活用又は処分の方針を策定すること。

(ウ) 市長が必要と認めること。

ウ 委員構成等 行政経営部を所掌する副市長，調布市土地開発公社理事長，市職員（４人）をもって組織 男６人

(4) 社会保障・税番号制度に関する事務

社会保障・税番号制度，いわゆるマイナンバー制度の円滑な運用に向けて，マイナンバー情報連絡会を通じ，全庁的な情報共有，制度の適切な運用を図った。また，市民サービス向上の観点から平成３０年８月１日から導入したマイナンバーカードを活用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付について，市民部や総務部をはじめ庁内横断的な連携体制の下，円滑な運用を図るとともに，市民に分かりやすい情報提供に努めた。

ア マイナンバー情報連絡会の目的

社会保障・税番号制度の導入及び円滑な運用に当たって，庁内での情報共有を図り，共通の課題に対して円滑に対処するもの

イ マイナンバー情報連絡会の構成

マイナンバー事務に関係する課（課長相当職）で構成する情報連絡会と具体の対応を検討する作業部会（係長職以下の職員）で構成

ウ マイナンバー情報連絡会の作業部会

全体会としての情報連絡会における調査検討を補完するため，以下の部会を設置し，制度の円滑な運用を図るとともに総合的な観点から市民サービスの向上に向け検討した。

(ア) システム部会

行政機関間における情報連携について，継続して安定的な運用を行うとともに，平成３０年度の情報連携に関する改正に対応するため，一部業務システムの改修を行った。

(イ) 個人情報部会

特定個人情報保護評価書の再評価に伴う公開に当たり，検討・調整を行った。

(ウ) カード発行部会

カード発行・交付に係る交付窓口の運営及び市コールセンターの運営について調整を行った。

(エ) 広報・活用部会

市報やホームページにＱ＆Ａ方式によるマイナンバー制度の解説を連載するとともに，出前講座などの様々な機会や広報媒体を活用しながら，市民や事業者に分かりやすい情報提供に努めたほか，市民サービス向上の観点からマイナンバーカードの活用について検討を行った。

(5) 東京都市企画財政担当部長会の開催

東京都市の企画財政担当部長をもって組織する東京都市企画財政担当部長会において、東京都市における企画財政部門に共通する問題等の解決及び連絡調整を図ることを目的として開催した。

ア 総会 3回（平成30年5月、7月、10月）

イ 役員会 3回（平成30年5月、7月、10月）

ウ 正副幹事長会議 1回（平成30年5月）

(6) 東京都市町村企画研究会への参加

東京都市町村の企画担当課長で構成される東京都市町村企画研究会において、共通の課題を調査研究するとともに、情報交換や東京都への要望事項の整理を行った。

ア 総会 1回（平成30年4月）

イ 第4ブロック会議 1回（武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市）

ウ 第4ブロック研修 1回（研究課題「統計データに基づく政策立案について」）